開智未来教育活動助成金設置規定

第1章 総則

(名称)

第1条 本助成金は、「開智未来教育活動助成金」と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本助成金は、開智中学校・高校学校(以下 開智中高校)に在籍する生徒の向学心を育むための活動を助成し、以て同校における教育活動の充実と向上を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本助成金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 開智中高校に在籍する生徒が参加する各種教育活動に対する資金援助
 - (2) 同校における教育活動に関わる環境整備
 - (3) その他、この基金の目的を達成するために必要な事業

第3章 運用及び会計

(資産の拠出)

- 第4条 本助成金の資産は、原資とその他の資産の2種類とする。
 - 2 原資は、学校法人修德学園創立60周年記念奨学基金とする。
 - 3 その他の資産は、原資以外の資産とする。
 - 4 寄付を受けた資産については、寄付をした者が特段の使用すべき旨を定めた場合はそれに従って使用する。

(会計年度)

第5条 本助成金は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日をもって終わる。

(運営管理)

- 第6条 本助成金の運営管理は、学校法人開智中学校・高等学校内に設置する助成金運営委員会が行う。
 - 2 助成金運営委員会は理事長・学校長・副校長・高等学校教頭・中学校教頭・事務長及び事業 別に任命された委員が構成する。